

<h1>静岡市報</h1>	No. 188
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市三保松原文化創造センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例・・・・・・・・ 10
- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 42
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 43
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 49

規 則

- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 68
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・ 71
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 72
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 75

消防本部訓令

- 静岡市高圧ガス保安事務処理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
- 静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務処理規程・・・・・・・・85

告 示

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示・・・・92
-

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市三保松原文化創造センター条例（平成30年静岡市条例第76号）

静岡市三保松原文化創造センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（平成30年静岡市条例第77号）

生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地地区指定の面積要件を緩和するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第78号）

公職選挙法の一部改正に伴い、静岡市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公費負担に関する必要な事項を追加するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第79号）

新たな附属機関を設置するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第80号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、代替保育の提供先の緩和等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第81号）

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院の看護師等の人員の基準に係る経過措置を延長するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第82号）

都市公園審議会の基本的事項及び都市公園区域内に公園施設を設置する場合の使用料区分を追加するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第83号）

草薙駅前駐車場の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第84号）

職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第85号）

静岡市議会の議員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第86号）

特別職の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第87号）

教育職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第88号）

小学校及び中学校の教育職員等の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市三保松原文化創造センター条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第76号

静岡市三保松原文化創造センター条例

(設置)

第1条 静岡市は、三保松原（静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成26年静岡市条例第137号）第2条第1項に規定する三保松原をいう。以下同じ。）の文化的価値を高める関連文化の創造を図るとともに、三保松原を訪れる者に対し名勝及び世界遺産である三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供並びに松原（静岡市世界遺産三保松原保全活用条例第3条第2項に規定する松原をいう。以下同じ。）の保全に係る普及啓発を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市三保松原文化創造センター	静岡市清水区三保1338番地の45

(事業)

第2条 静岡市三保松原文化創造センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造に関すること。
- (2) 三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供に関すること。
- (3) 松原の保全に係る普及啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(施設の供用の休止等)

第4条 市長は、センターの施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、センターの全部又は一部の供用を休止し、又はセンターの利用を制限することができる。

(利用の許可)

第5条 センターの会議室（以下「会議室」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市

長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(会議室の優先利用)

第7条 会議室を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、会議室を優先して利用することができる。

- (1) 三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造に関する活動に利用するとき。
- (2) 三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供に関する活動に利用するとき。
- (3) 松原の保全に係る普及啓発及び松原の保全の推進に関する活動に利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日の3日前までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、会議室の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分		使用料
午前	午前9時から正午まで	1,290円

午後	午後0時30分から午後4時30分まで	2,050円
----	--------------------	--------

静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第77号

静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第78号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改める。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出し中「公営」を「公費負担」に改める。

第11条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第7条 候補者は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあつては区選挙管理委員会を経由して市選挙管理委員会に、市長の選挙にあつては市選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 静岡市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に同条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の廃止)

2 静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年静岡市条例第47号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第79号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市公共事業 評価委員会	1 国からの補助金又は交付金の交付の対象となる市の公共事業について評価すること。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の地域再生計画に基づく事業について評価すること。	6人 以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	-----------	----	--------------

を

」

「

静岡市公共事業 評価委員会	1 国からの補助金又は交付金の交付の対象となる市の公共事業について評価すること。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の地域再生計	6人 以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------	-----------	----	--------------

	画に基づく事業について評価すること。				
静岡市道の駅整備検討委員会	道の駅の整備に関する計画等について調査審議すること。	10人以内	1 道路及び地域振興に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市民	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者

に

改める。

別表第2中

「

指定管理者の評価に係る委員会	指定管理者の業務及び運営について評価すること。	それぞれ委員のごとに5人以内	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員	委嘱の日から当該評価が終了する日まで	市職員
----------------	-------------------------	----------------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------	-----

を

「

指定管理者の評価	指定管理者の業務及び	それ	次に掲げる者	委嘱	市職員
----------	------------	----	--------	----	-----

<p>価に係る委員会</p>	<p>運営について評価すること。</p>	<p>それぞれの委員会ごとに5人以上</p>	<p>のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員</p>	<p>の日から当該評価が終了する日まで</p>	
<p>静岡市立こども園の移管先の選考に係る委員会</p>	<p>市立のこども園の運営を移管する法人の選考について審査すること。</p>	<p>それぞれの委員会ごとに7人以上</p>	<p>次に掲げる者のうちから市長が必要があると認めるもの 1 こども園の運営に関し優れた識見を有する者 2 運営を移管する市立のこども園の園児の保護者 3 町内会及び自治会を代表する者</p>	<p>委嘱の日から当該審査が終了する日まで</p>	<p>委員の互選により定める者</p>

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第80号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 第16条第2項に次の1号を加える。
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭

的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2条中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例（平成28年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、医療法施行規則附則第53条の2第1項の規定による届出をした場合には、その病院については、前項の規定中「平成30年3月31日」とあるのは「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第82号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び(2)」の次に「、2」を加える。

第27条中「調査し、審議する」を「調査審議する」に改め、同条に次の8項を加える。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 都市公園又は都市景観に関し優れた識見を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 4 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表第2の2公園施設を設置する場合の表を次のように改める。

2 公園施設を設置する場合

区分	単位	使用料
(1) 営利を目的とするもの	1平方メートル1月につき	43円以上
(2) その他	1平方メートル1月につき	43円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第83号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	を
静岡市草薙駅前駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号	

」

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	に
-------------	----------------	---

」

改める。

第3条第2項中「静岡駅北口駐車場」という。）及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改める。

第4条ただし書中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改め、同条の表中

「

清水駅東口駐車場	午前5時30分から午後12時まで	を
草薙駅前駐車場	午前6時から午後12時まで	

」

「

清水駅東口駐車場	午前5時30分から午後12時まで	に
----------	------------------	---

」

改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第3項を削る。

第7条中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第8条の見出しを「(静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券の発行)」に改め、同条中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「及び草薙駅前駐車場」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第12条ただし書中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第13条中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改める。

別表第1の3草薙駅前駐車場の表を削る。

別表第2の1清水駅東口駐車場以外の駐車場の表中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に、

「

50円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
100円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
150円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額

を

」

「

100円	250券片に対して200券片分に相当する額
------	-----------------------

	60券片に対して50券片分に相当する額	に
	22券片に対して20券片分に相当する額	
	11券片に対して10券片分に相当する額	

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第18条関係）

区分		利用料金の限度額	備考
1月につき	普通自動車	13,000円	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の利用に限る。
		10,000円	
	大型自動2輪車及び普通自動2輪車	3,000円	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第84号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「30万8,300円」を「30万8,600円」に改める。

第25条第1項中「2万円」を「2万1,000円」に改める。

第31条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附則第37項中「100分の1.35」を「100分の1.425」に、「100分の1.65」を「100分の1.725」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改める。

別表第1中

「

1	134,300	194,300	248,900	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	135,400	196,400	251,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	136,500	198,500	253,100	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	137,600	200,600	255,200	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	138,600	202,700	257,300	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	139,700	204,800	259,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
7	140,800	206,900	261,500	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	141,900	209,000	263,600	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	143,000	211,000	265,600	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900

10	144,300	213,200	267,700	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	145,600	215,400	269,800	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	146,900	217,600	271,900	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	148,100	219,600	273,900	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	149,500	221,800	276,000	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	150,900	224,000	278,100	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	152,300	226,200	280,200	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	153,700	228,300	282,000	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	155,100	230,500	284,200	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	156,500	232,700	286,300	358,700	397,000	439,700	483,000	503,400
20	157,900	234,900	288,400	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	159,300	237,000	290,300	362,400	400,900	443,200	485,500	506,100
22	161,900	239,200	292,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	164,500	241,400	294,600	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	167,100	243,600	296,700	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	169,700	245,700	298,700	370,100	409,100	449,300	491,000	511,700
26	171,300	247,900	300,800	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900
27	172,900	250,100	302,900	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100
28	174,500	252,300	305,100	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	176,100	254,300	306,800	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	177,500	256,500	309,000	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	178,900	258,700	311,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	180,300	260,900	313,400	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	181,600	262,900	315,300	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	183,100	265,000	317,400	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	184,600	267,100	319,500	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	186,100	269,200	321,600	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	187,200	271,100	323,600	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100
38	189,000	273,200	325,700	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	190,800	275,300	327,800	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400

を

40	192,600	277,400	330,000	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200
1	135,600	194,300	248,900	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	136,700	196,400	251,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	137,800	198,500	253,100	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	138,900	200,600	255,200	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	139,900	202,700	257,300	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	141,000	204,800	259,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
7	142,100	206,900	261,500	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	143,200	209,000	263,600	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	144,300	211,000	265,600	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900
10	145,600	213,200	267,700	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	146,900	215,400	269,800	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	148,200	217,600	271,900	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	149,400	219,600	273,900	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	150,800	221,800	276,000	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	152,200	224,000	278,100	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	153,600	226,200	280,200	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	155,000	228,300	282,000	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	156,400	230,500	284,200	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	157,800	232,700	286,300	358,700	397,000	439,700	483,000	503,400
20	159,200	234,900	288,400	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	160,600	237,000	290,300	362,400	400,900	443,200	485,500	506,100
22	163,200	239,200	292,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	165,800	241,400	294,600	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	168,400	243,600	296,700	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	171,000	245,700	298,700	370,100	409,100	449,300	491,000	511,700
26	172,600	247,900	300,800	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900
27	174,200	250,100	302,900	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100

に

28	175,800	252,300	305,100	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	177,400	254,300	306,800	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	178,800	256,500	309,000	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	180,200	258,700	311,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	181,600	260,900	313,400	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	182,900	262,900	315,300	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	184,200	265,000	317,400	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	185,500	267,100	319,500	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	186,800	269,200	321,600	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	187,900	271,100	323,600	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100
38	189,500	273,200	325,700	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	191,100	275,300	327,800	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400
40	192,700	277,400	330,000	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200

改める。

別表第2 医療職給料表了医療職給料表（1）中

1	296,200	392,700	474,700
2	300,200	396,000	477,200
3	304,200	399,300	479,700
4	308,200	402,600	482,200
5	311,700	405,600	484,600
6	315,700	408,800	487,100
7	319,700	412,000	489,600
8	323,700	415,200	492,100
9	327,200	418,300	494,400
10	331,200	421,500	496,800
11	335,200	424,700	499,200
12	339,200	427,900	501,600
13	342,900	430,800	503,800

14	346,900	433,700	506,100
15	350,900	436,600	508,400
16	354,900	439,500	510,700
17	358,500	442,100	512,700
18	362,500	444,900	515,000
19	366,500	447,700	517,300
20	370,500	450,500	519,600
21	374,000	453,200	521,800
22	378,000	455,900	523,700
23	382,000	458,600	525,600
24	386,000	461,300	527,500
25	389,600	463,900	529,200
26	392,600	466,600	531,000
27	395,600	469,300	532,800
28	398,600	472,000	534,600
29	401,300	474,600	536,300
30	404,000	477,100	538,100
31	406,700	479,600	539,900
32	409,400	482,100	541,700

を

「

1	299,300	392,700	474,700
2	303,300	396,000	477,200
3	307,300	399,300	479,700
4	311,300	402,600	482,200
5	314,600	405,600	484,600
6	318,600	408,800	487,100
7	322,600	412,000	489,600
8	326,600	415,200	492,100
9	329,800	418,300	494,400

」

10	333,800	421,500	496,800
11	337,800	424,700	499,200
12	341,800	427,900	501,600
13	345,200	430,800	503,800
14	349,200	433,700	506,100
15	353,200	436,600	508,400
16	357,200	439,500	510,700
17	360,500	442,100	512,700
18	364,400	444,900	515,000
19	368,300	447,700	517,300
20	372,200	450,500	519,600
21	375,300	453,200	521,800
22	379,200	455,900	523,700
23	383,100	458,600	525,600
24	387,000	461,300	527,500
25	390,500	463,900	529,200
26	393,400	466,600	531,000
27	396,300	469,300	532,800
28	399,200	472,000	534,600
29	401,800	474,600	536,300
30	404,400	477,100	538,100
31	407,000	479,600	539,900
32	409,600	482,100	541,700

に

改め、別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表（2）中

1	151,200	175,700	297,200	338,200
2	152,800	177,300	299,500	340,800
3	154,400	178,900	301,800	343,400
4	156,000	180,500	304,100	346,000

5	157,300	181,700	305,900	348,600
6	159,200	183,300	308,000	351,200
7	161,100	184,900	310,100	353,800
8	163,000	186,500	312,300	356,400
9	164,500	187,700	314,000	358,700
10	167,200	189,300	316,100	361,300
11	169,900	190,900	318,100	363,900
12	172,600	192,500	320,200	366,500
13	174,900	193,900	322,000	369,000
14	176,300	195,700	324,200	371,700
15	177,700	197,500	326,300	374,400
16	179,200	199,300	328,400	377,100
17	180,400	200,900	330,100	379,400
18	181,800	202,200	332,200	382,000
19	183,200	203,500	334,200	384,600
20	184,600	204,800	336,200	387,200
21	185,700	206,100	337,900	389,600
22	187,300	207,800	340,000	392,000
23	188,900	209,500	342,100	394,400
24	190,500	211,200	344,200	396,800
25	192,100	212,600	345,900	399,100
26	194,100	214,400	347,900	401,300
27	196,100	216,200	349,900	403,500
28	198,100	218,000	351,900	405,700
29	200,100	219,700	353,600	407,600
30	201,800	221,700	355,600	409,600
31	203,500	223,700	357,600	411,600
32	205,200	225,700	359,600	413,600

を

J

「

1	152,700	177,000	297,200	338,200
2	154,300	178,600	299,500	340,800
3	155,900	180,200	301,800	343,400
4	157,500	181,800	304,100	346,000
5	158,700	183,000	305,900	348,600
6	160,600	184,600	308,000	351,200
7	162,500	186,200	310,100	353,800
8	164,400	187,800	312,300	356,400
9	165,800	188,900	314,000	358,700
10	168,500	190,500	316,100	361,300
11	171,200	192,100	318,100	363,900
12	173,900	193,700	320,200	366,500
13	176,200	195,000	322,000	369,000
14	177,400	196,800	324,200	371,700
15	178,600	198,600	326,300	374,400
16	180,000	200,400	328,400	377,100
17	181,100	201,900	330,100	379,400
18	182,300	203,200	332,200	382,000
19	183,500	204,500	334,200	384,600
20	184,700	205,800	336,200	387,200
21	185,700	207,100	337,900	389,600
22	187,300	208,800	340,000	392,000
23	188,900	210,500	342,100	394,400
24	190,500	212,200	344,200	396,800
25	192,100	213,600	345,900	399,100
26	194,100	215,200	347,900	401,300
27	196,100	216,800	349,900	403,500
28	198,100	218,400	351,900	405,700
29	200,100	219,900	353,600	407,600

に

30	201,800	221,900	355,600	409,600
31	203,500	223,900	357,600	411,600
32	205,200	225,900	359,600	413,600

改め、別表第2 医療職給料表ウ医療職給料表（3）中

1	151,900	186,000	257,500	319,800	370,200
2	153,300	188,300	259,700	322,200	373,000
3	154,700	190,600	261,900	324,600	375,800
4	156,100	192,900	264,100	327,000	378,500
5	157,200	194,800	266,100	328,700	381,200
6	158,600	196,200	268,000	330,700	383,700
7	160,000	197,600	269,900	332,700	386,200
8	161,400	199,000	271,800	334,700	388,700
9	162,600	200,300	273,400	336,700	391,200
10	164,000	201,800	275,400	338,600	393,600
11	165,400	203,300	277,400	340,500	396,000
12	166,800	204,800	279,400	342,400	398,400
13	168,300	205,900	281,100	344,300	400,600
14	170,400	206,600	282,900	346,200	402,900
15	172,500	207,400	284,700	348,100	405,200
16	174,700	208,200	286,500	350,000	407,500
17	176,400	209,100	288,100	351,600	409,600
18	178,200	210,500	290,100	353,400	411,900
19	180,000	211,900	292,100	355,200	414,200
20	181,800	213,200	294,100	357,000	416,500
21	183,700	214,500	295,900	358,700	418,500
22	186,000	216,000	297,800	360,700	420,400
23	188,300	217,500	299,700	362,700	422,300

を

	24	190,600	219,000	301,600	364,700	424,200
	1	153,400	187,300	257,500	319,800	370,200
	2	154,800	189,600	259,700	322,200	373,000
	3	156,200	191,900	261,900	324,600	375,800
	4	157,600	194,200	264,100	327,000	378,500
	5	158,600	196,100	266,100	328,700	381,200
	6	160,000	197,500	268,000	330,700	383,700
	7	161,400	198,900	269,900	332,700	386,200
	8	162,800	200,300	271,800	334,700	388,700
	9	163,900	201,600	273,400	336,700	391,200
	10	165,300	203,100	275,400	338,600	393,600
	11	166,700	204,600	277,400	340,500	396,000
	12	168,100	206,100	279,400	342,400	398,400
	13	169,400	207,200	281,100	344,300	400,600
	14	171,300	207,700	282,900	346,200	402,900
	15	173,200	208,300	284,700	348,100	405,200
	16	175,100	209,000	286,500	350,000	407,500
	17	177,000	209,700	288,100	351,600	409,600
	18	178,700	210,900	290,100	353,400	411,900
	19	180,400	212,100	292,100	355,200	414,200
	20	182,100	213,300	294,100	357,000	416,500
	21	183,700	214,600	295,900	358,700	418,500
	22	186,000	216,100	297,800	360,700	420,400
	23	188,300	217,600	299,700	362,700	422,300
	24	190,600	219,100	301,600	364,700	424,200

改める。

別表第3中

「

1	147,000	201,200	253,600	312,800	351,000
2	148,200	203,000	255,600	315,100	353,500
3	149,300	204,800	257,600	317,400	355,900
4	150,500	206,500	259,600	319,600	358,400
5	151,700	208,200	261,600	321,800	360,800
6	152,900	210,100	263,600	324,000	363,200
7	154,100	212,000	265,600	326,100	365,600
8	155,300	213,800	267,600	328,200	368,000
9	156,400	215,600	269,600	330,300	370,100
10	157,700	217,500	271,600	332,200	372,300
11	158,900	219,400	273,600	334,100	374,400
12	160,100	221,300	275,600	336,000	376,500
13	161,300	223,200	277,600	337,800	378,400
14	163,000	225,100	279,600	339,700	380,300
15	164,700	227,000	281,600	341,600	382,200
16	166,400	228,900	283,500	343,500	384,100
17	168,100	230,800	285,400	345,300	385,700
18	169,800	232,700	287,400	347,200	387,500
19	171,500	234,600	289,400	349,100	389,300
20	173,200	236,500	291,300	351,000	391,000
21	174,900	238,400	293,200	352,800	392,500
22	176,600	240,400	295,200	354,700	394,200
23	178,300	242,400	297,200	356,600	395,800
24	179,800	244,300	299,100	358,500	397,400
25	181,300	246,200	301,000	360,300	398,800
26	182,800	248,200	303,000	362,100	400,400
27	184,300	250,200	305,000	363,900	402,000
28	185,800	252,100	306,900	365,600	403,500
29	187,300	254,000	308,800	367,300	405,000

を

30	188,800	256,000	310,800	369,100	406,300
31	190,400	258,000	312,800	370,900	407,600
32	192,100	260,000	314,700	372,600	408,900

「

1	148,400	201,200	253,600	312,800	351,000
2	149,600	203,000	255,600	315,100	353,500
3	150,800	204,800	257,600	317,400	355,900
4	152,000	206,500	259,600	319,600	358,400
5	153,200	208,200	261,600	321,800	360,800
6	154,400	210,100	263,600	324,000	363,200
7	155,600	212,000	265,600	326,100	365,600
8	156,800	213,800	267,600	328,200	368,000
9	157,900	215,600	269,600	330,300	370,100
10	159,200	217,500	271,600	332,200	372,300
11	160,400	219,400	273,600	334,100	374,400
12	161,600	221,300	275,600	336,000	376,500
13	162,600	223,200	277,600	337,800	378,400
14	164,300	225,100	279,600	339,700	380,300
15	166,000	227,000	281,600	341,600	382,200
16	167,700	228,900	283,500	343,500	384,100
17	169,400	230,800	285,400	345,300	385,700
18	171,100	232,700	287,400	347,200	387,500
19	172,800	234,600	289,400	349,100	389,300
20	174,500	236,500	291,300	351,000	391,000
21	176,200	238,400	293,200	352,800	392,500
22	177,900	240,400	295,200	354,700	394,200
23	179,600	242,400	297,200	356,600	395,800
24	180,900	244,300	299,100	358,500	397,400
25	182,200	246,200	301,000	360,300	398,800

に

26	183,500	248,200	303,000	362,100	400,400
27	184,900	250,200	305,000	363,900	402,000
28	186,300	252,100	306,900	365,600	403,500
29	187,700	254,000	308,800	367,300	405,000
30	189,200	256,000	310,800	369,100	406,300
31	190,700	258,000	312,800	370,900	407,600
32	192,200	260,000	314,700	372,600	408,900

改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第14条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第14条第3項中「前項第1号」の次に「及び第3号から第6号までのいずれか」を加え、「1万3,000円」を「1人につき6,500円」に、「から第5号までの」を「に該当する」に、「次条において「扶養親族である子、父母等」を「以下「扶養親族である子」に、「6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）」を「1万円」に改める。

第15条第1項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合

における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第28条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第28条第4項及び第5項」を「第28条第5項」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条並びに附則第10項の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第2条中第31条の改正規定（同条第2項に係る部分を除く。） 平成32年4月1日
（適用）
- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の2第1項、第25条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び附則第37項の規定並びに第3条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第9条第2項から第4項までの規定は平成30年12月1日から適用する。
（平成30年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（切替前給料に係る経過措置）
- 6 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第124号。以下「旧改正条例」という。）附則第8項の規定による給料を支給される職員で、その者の受ける給料月額が附則別表左欄に掲げる平成19年4月1日（次項及び附則第8項において「切替日」

という。)の前日においてその者が受けていた給料月額(附則別表において「切替前給料月額」という。)に対応する同表右欄に掲げる調整給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、旧改正条例附則第8項の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の規定による給料を支給される職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第9項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第10項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年静岡市条例第84号)附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

10 平成32年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例(以下この項において「第2条改正後給与条例」という。)第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至った場合を除く。)」

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又

とあるのは (3)扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職
 (4)扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有する
 は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の
 員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 に至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
 3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第3項

」

中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号
 若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるの
 は「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるの
 は「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者の
 ないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係
 る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るもの
 がある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものない
 ものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族で
 ある父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養
 親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた
 場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けてい
 る職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて
 扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつ
 た場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長
 が定める。

附則別表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調整給料月額
円 391,500	円 376,400

419,900	403,800
---------	---------

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

切替前給料月額	調整給料月額
円	円
618,900	618,900

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第85号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成30年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第86号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成30年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第87号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

別表第1中

「

1	147,200	189,800	336,300	417,000
2	148,700	191,500	338,700	418,900
3	150,200	193,200	341,100	420,900
4	151,700	194,900	343,500	422,800
5	153,100	196,200	344,800	424,300
6	154,900	197,900	347,200	426,100
7	156,700	199,600	349,600	428,000
8	158,500	201,300	352,000	429,800
9	160,200	202,900	353,300	431,400
10	162,100	204,700	355,500	433,300
11	164,000	206,400	357,500	435,200
12	165,900	208,200	359,700	437,200
13	167,700	209,700	360,700	438,700
14	169,900	211,400	362,800	440,700

15	172,100	213,000	364,700	442,500
16	174,300	214,700	366,800	444,400
17	176,400	216,100	368,300	445,900
18	178,900	218,700	370,400	447,900
19	181,400	221,300	372,300	450,000
20	183,700	223,900	374,400	452,000
21	185,700	226,000	375,500	453,800
22	187,100	228,700	377,400	455,700
23	188,500	231,400	379,100	457,600
24	189,900	234,100	381,000	459,600
25	191,200	236,400	382,300	461,400
26	192,600	239,100	384,200	463,200
27	194,100	241,800	385,900	464,900
28	195,700	244,500	387,800	466,700
29	197,300	246,800	389,200	468,300
30	199,000	249,700	391,100	469,900
31	200,700	252,600	393,000	471,400
32	202,400	255,500	394,900	473,000
33	203,900	257,900	396,200	474,000
34	205,400	260,900	397,800	474,800
35	206,900	263,900	399,400	475,600
36	208,400	266,800	401,000	476,400
37	209,700	269,500	402,300	477,200
38	211,500	272,600	403,800	478,000
39	213,300	275,700	405,300	478,800
40	215,100	278,600	406,800	479,600
41	216,800	281,200	407,800	480,200
42	218,800	284,200	409,300	481,000
43	220,800	287,200	410,800	481,800
44	222,800	290,200	412,300	482,600

を

45	224,600	292,900	413,200	483,400
46	226,400	295,900	414,600	484,200
47	228,200	299,000	416,000	485,000
48	230,000	302,200	417,400	485,700

」

「

1	148,600	191,100	336,300	417,000
2	150,100	192,800	338,700	418,900
3	151,600	194,500	341,100	420,900
4	153,100	196,200	343,500	422,800
5	154,400	197,500	344,800	424,300
6	156,200	199,200	347,200	426,100
7	158,000	200,900	349,600	428,000
8	159,800	202,600	352,000	429,800
9	161,500	204,200	353,300	431,400
10	163,400	206,000	355,500	433,300
11	165,300	207,700	357,500	435,200
12	167,200	209,500	359,700	437,200
13	169,000	211,000	360,700	438,700
14	171,200	212,700	362,800	440,700
15	173,400	214,300	364,700	442,500
16	175,600	216,000	366,800	444,400
17	177,700	217,400	368,300	445,900
18	180,200	220,000	370,400	447,900
19	182,700	222,600	372,300	450,000
20	184,900	225,200	374,400	452,000
21	186,900	227,300	375,500	453,800
22	188,300	230,000	377,400	455,700
23	189,700	232,700	379,100	457,600
24	190,900	235,400	381,000	459,600

に

25	191,900	237,700	382,300	461,400
26	193,100	240,400	384,200	463,200
27	194,400	243,100	385,900	464,900
28	195,800	245,800	387,800	466,700
29	197,300	248,100	389,200	468,300
30	199,000	251,000	391,100	469,900
31	200,700	253,900	393,000	471,400
32	202,400	256,800	394,900	473,000
33	203,900	259,200	396,200	474,000
34	205,400	262,200	397,800	474,800
35	206,900	265,200	399,400	475,600
36	208,400	268,100	401,000	476,400
37	209,700	270,800	402,300	477,200
38	211,500	273,900	403,800	478,000
39	213,300	277,000	405,300	478,800
40	215,100	279,800	406,800	479,600
41	216,800	282,400	407,800	480,200
42	218,800	285,400	409,300	481,000
43	220,800	288,400	410,800	481,800
44	222,800	291,200	412,300	482,600
45	224,600	293,900	413,200	483,400
46	226,400	296,800	414,600	484,200
47	228,200	299,700	416,000	485,000
48	230,000	302,500	417,400	485,700

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（適用の日前の異動者の号給の調整）

3 改正後の教育職員給与条例の規定の適用の日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（適用の日前の異動者が受けていた号給等の基礎）

4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の教育職員給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の教育職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第88号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「職員を」を「職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500

10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200
40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700

41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
42	232,700	264,400	353,100	375,400	451,700
43	234,300	266,600	354,700	376,800	452,200
44	235,900	268,800	356,400	378,300	452,700
45	237,600	270,900	358,200	379,700	453,200
46	239,100	273,100	359,900	381,300	453,700
47	240,400	275,300	361,200	382,900	454,200
48	241,800	277,300	362,800	384,400	454,700
49	243,000	279,600	364,000	385,800	455,200
50	244,400	281,600	365,500	387,300	455,700
51	245,900	283,500	367,100	388,800	456,200
52	247,100	285,500	368,700	390,200	456,700
53	248,200	287,300	370,100	391,400	457,200
54	249,600	289,700	371,600	392,700	
55	250,800	292,000	373,100	393,800	
56	252,000	294,500	374,600	394,900	
57	253,200	296,500	376,100	396,300	
58	254,400	299,000	377,500	397,500	
59	255,500	301,300	378,900	398,700	
60	256,700	304,000	380,200	400,000	
61	258,100	306,400	381,100	401,200	
62	259,100	308,800	382,300	402,200	
63	260,300	311,300	383,500	403,600	
64	261,200	313,600	384,600	404,900	
65	262,200	315,800	385,500	406,100	
66	263,600	318,000	386,700	407,200	
67	265,000	320,100	387,700	408,400	
68	266,400	322,300	388,800	409,500	
69	268,000	324,200	390,000	410,500	
70	269,500	326,300	391,000	411,700	
71	271,000	328,400	392,100	412,900	

72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600

103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		

134	399,200
135	399,500
136	399,800
137	400,100
138	400,400
139	400,700
140	401,000
141	401,300
142	401,600
143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400
158	405,700
159	406,000
160	406,200
161	406,400
162	406,700
163	407,000
164	407,200

	165		407,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300

19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500

50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000

81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3 (第4条関係)

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400

10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800

41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700

72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		

	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

	94		294,900	342,600	381,500		
	95		295,200	343,100	381,900		
	96		295,600	343,500	382,300		
	97		295,800	343,700	382,600		
	98		296,100	344,100	383,100		
	99		296,500	344,500	383,500		
	100		296,900	344,800	383,900		
	101		297,100	345,100	384,200		

を

」

「

	94		294,900	342,600	381,500	393,300	
	95		295,200	343,100	381,900	393,600	
	96		295,600	343,500	382,300	393,800	

97	295,800	343,700	382,600	394,000	に
98	296,100	344,100	383,100	394,300	
99	296,500	344,500	383,500	394,600	
100	296,900	344,800	383,900	394,800	
101	297,100	345,100	384,200	395,000	

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 第1条中第5条の改正規定 平成32年4月1日

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用の日前の異動者の号給の調整)

- 3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定の適用の日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(適用の日前の異動者が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(以下「改正前の小中学校教育職員等給与条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の小中学校教育職員等給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規 則

静岡市規則第89号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号の表中

「

スポーツ交流課	スポーツツーリズム推進係 ホームタウン推進係 高校総体推進室
---------	-----------------------------------

を

」

「

スポーツ交流課	スポーツツーリズム推進係 ホームタウン推進係
---------	------------------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第26条第6項中「第50条」を「第50条第1項」に、「受けた居宅サービス」を「受ける特例居宅介護サービス費の支給」に改め、「場合」の次に「(第31条の2第1項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、「同項」を「第1項」に改め、同条第7項中「受けた居宅サービス」を「利用した居宅サービス等に係る特例居宅介護サービス費の支給」に改め、「場合」の次に「(第31条の2第1項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 市長が法第50条第2項の規定により居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要介護被保険者が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第1項の規定を適用する場合(第31条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用する第1項の規定中「100分の80」とあるのは、「第32条各項の表に定める区分に応じ、同表の該当する欄に定める割合」とする。

8 市長が法第50条第3項の規定により居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス等に係る特例居宅介護サービス費の支給について第1項の規定を適用する場合(第31条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用する第1項の規定中「100分の70」とあるのは、「第32条各項の表に定める区分に応じ、同表の該当する欄に定める割合」とする。

第26条に次の2項を加える。

10 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス等に係る特例居宅介護サービス費の支給について第1項の規定を適用する場合(第31条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定

- により読み替えて適用する第1項の規定中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする。
- 11 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス等に係る特例居宅介護サービス費の支給について第1項の規定を適用する場合（第31条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用する第1項の規定中「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。第26条の2第4項を次のように改める。
- 4 前条第6項から第11項までの規定は、特例地域密着型介護サービス費の額について準用する。この場合において、これらの規定中「居宅サービス等」とあるのは「地域密着型サービス等」と、「特例居宅介護サービス費」とあるのは「特例地域密着型介護サービス費」と読み替えるものとする。
- 第31条第4項を次のように改める。
- 4 第26条第6項から第11項までの規定は、特例施設介護サービス費の額について準用する。この場合において、これらの規定中「居宅サービス等」とあるのは「施設サービス」と、「特例居宅介護サービス費」とあるのは「特例施設介護サービス費」と読み替えるものとする。
- 第31条の2中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に改め、「要介護被保険者」の次に「（第3項に規定する要介護被保険者であって、同項の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条に次の3項を加える。
- 2 前項の規定は、政令第22条の2第4項に該当する場合は、適用しない。
- 3 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者が受ける第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 4 前項の規定は、政令第22条の2第7項に該当する場合は、適用しない。
- 第34条の4第6項を次のように改める。
- 6 第26条第6項から第11項までの規定は、特例介護予防サービス費の額について準用する。この場合において、同条第6項中「法第50条第1項」とあるのは「法第60条第1項」と、同項から同条第11項までの規定中「居宅サービス等」とあるのは「介護予防サービス等」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者」と、「特例居宅介護サービス費」とあるのは「特例介護予防サービス費」と、同条第6項及び第9項中「第31条の2第1項又は第3項」とあるのは「第34条の7第1項又は第3項」と、同条第7項中「法第50条第2項」とあるのは「法第60条第2項」と、同項及び同条第10項中「第31条の2第1項」とあるのは

「第34条の7第1項」と、同条第8項中「法第50条第3項」とあるのは「法第60条第3項」と、同項及び同条第11項中「第31条の2第3項」とあるのは「第34条の7第3項」と読み替えるものとする。

第34条の5第4項を次のように改める。

- 4 第26条第6項から第11項までの規定は、特例地域密着型介護予防サービス費の額について準用する。この場合において、同条第6項中「法第50条第1項」とあるのは「法第60条第1項」と、同項から同条第11項までの規定中「居宅サービス等」とあるのは「地域密着型介護予防サービス等」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者」と、「特例居宅介護サービス費」とあるのは「特例地域密着型介護予防サービス費」と、同条第6項及び第9項中「第31条の2第1項又は第3項」とあるのは「第34条の7第1項又は第3項」と、同条第7項中「法第50条第2項」とあるのは「法第60条第2項」と、同項及び同条第10項中「第31条の2第1項」とあるのは「第34条の7第1項」と、同条第8項中「法第50条第3項」とあるのは「法第60条第3項」と、同項及び同条第11項中「第31条の2第3項」とあるのは「第34条の7第3項」と読み替えるものとする。

第34条の7中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、「居宅要支援被保険者」の次に「(第3項に規定する居宅要支援被保険者であって、同項の適用を受けるものを除く。)」を加え、「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定は、政令第29条の2第3項に該当する場合は、適用しない。
- 3 法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者が受ける第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 4 前項の規定は、政令第29条の2第6項に該当する場合は、適用しない。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

静岡市規則第91号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成30年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第68号）の施行期日は、平成30年12月1日とする。

静岡市規則第92号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年12月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第23分団の項中「上川原、手越、向敷地」を「向敷地、手越、向手越一丁目、向手越二丁目、手越原、鎌田、丸子一丁目、丸子二丁目の一部、丸子新田、上川原、光陽町」に改め、「、光陽町、手越原、丸子新田、鎌田」を削り、「、みずほ四丁目、丸子一丁目及び丸子二丁目の一部」を「及びみずほ四丁目」に改め、別表第1 蒲原地区本部に属する分団の表由比第1分団の項中「静岡市清水区由比452番地の1」を「静岡市清水区由比北田110番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成30年12月12日から施行する。ただし、別表第1 静岡地区本部に属する分団の表の改正規定は、平成31年2月9日から施行する。

静岡市規則第93号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年12月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

第15条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	

配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造図	縮尺並びに材料の種別及び寸法	50分の1以上
土地利用現況図	方位並びに付近の建築物の用途及び配置の状況	

(9) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

第25条第1号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同条第2号中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第6項」に改め、同条第9号中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改める。

第34条第1項第1号中「第15条第1号及び第7号」を「第15条第8号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第94号

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターの」を削り、「第18条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第6条中「第18条第4項」を「第15条第4項」に改める。

第7条第1項中「第18条第5項」を「第15条第5項」に改め、同項第1号中「静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターの利用の許可を受けた者」を「利用者」に改め、同条第2項中「第18条第5項」を「第15条第5項」に改める。

第11条中「第19条」を「第16条」に改める。

第12条第1項中「指定管理者を」を「、指定管理者を」に改める。

様式第2号（注）中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

様式第8号中「第19条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第10号

消防局
各消防署

静岡市高圧ガス保安事務処理規程を次のように定める。

平成30年12月3日

静岡市消防長 村田 吉伸

静岡市高圧ガス保安事務処理規程

(趣旨)

第1条 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の施行に関する事務処理については、法、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器規則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍規則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液化石油ガス規則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般高圧ガス規則」という。）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビナート規則」という。）、国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器規則」という。）、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号。以下「手数料条例」という。）及び静岡市高圧ガス保安法施行細則（平成30年静岡市規則第59号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(容器検査申請処理簿の作成)

第2条 容器規則第4条の容器検査申請書による申請があった場合は、容器検査申請処理簿（様式第1号）に必要事項を記載するものとする。

(容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力変更申請処理簿の作成)

第3条 容器規則第9条の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書による申請があった場合は、容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力変更申請処理簿（様式第2号）に必要事項を記載するものとする。

(附属品検査申請処理簿の作成)

第4条 容器規則第14条の附属品検査申請書による申請があった場合は、附属品検査申請処理簿（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

(容器検査所登録(更新)申請処理簿の作成)

第5条 容器規則第30条第1項及び国際容器規則第21条第1項の容器検査所登録申請書並びに容器規則第31条第1項及び国際容器規則第22条第1項の容器検査所登録更新申請書による申請があった場合は、容器検査所登録(更新)申請処理簿(様式第4号)に必要事項を記載するものとする。

(高压ガス申請受付・許可等指令簿の作成)

第6条 次に掲げる申請書による申請があった場合は、高压ガス申請受付・許可等指令簿(様式第5号。以下第14条及び第17条において、「申請受付・許可等指令簿」という。)に必要事項を記載するものとする。

- (1) 容器規則第23条及び国際容器規則第14条の特別充填許可申請書
- (2) 冷凍規則第3条第1項、液化石油ガス規則第3条第1項、一般高压ガス規則第3条第1項及びコンビナート規則第3条第1項の高压ガス製造許可申請書
- (3) 冷凍規則第16条第1項、液化石油ガス規則第15条第1項、一般高压ガス規則第14条第1項及びコンビナート規則第13条第1項の高压ガス製造施設等変更許可申請書
- (4) 冷凍規則第21条第1項、液化石油ガス規則第32条第1項、一般高压ガス規則第31条第1項及びコンビナート規則第15条第1項の製造施設完成検査申請書
- (5) 液化石油ガス規則第21条及び一般高压ガス規則第20条の第一種貯蔵所設置許可申請書
- (6) 液化石油ガス規則第28条第1項及び一般高压ガス規則第27条第1項の第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- (7) 液化石油ガス規則第32条第1項及び一般高压ガス規則第31条第1項の第一種貯蔵所完成検査申請書

(輸入検査申請処理簿の作成)

第7条 冷凍規則第31条第1項、液化石油ガス規則第45条第1項及び一般高压ガス規則第45条第1項の輸入検査申請書による申請があった場合は、輸入検査申請処理簿(様式第6号)に必要事項を記載するものとする。

(保安検査申請処理簿の作成)

第8条 冷凍規則第40条第3項、液化石油ガス規則第77条第5項、一般高压ガス規則第79条第5項及びコンビナート規則第34条第5項の保安検査申請書による申請があった場合は、保安検査申請処理簿(様式第7号)に必要事項を記載するものとする。

(高压ガス申請手数料受付簿の作成等)

第9条 第2条から第5条まで、第6条第2号から第7号まで、第7条及び前条の申請書によ

る申請があった場合は、高圧ガス申請手数料受付簿（様式第8号）に必要事項を記載するものとする。

2 前項の規定による申請に関し手数料条例に基づく手数料の納入があった場合は、当該申請書の正本及び副本に手数料納入済印（様式第9号）を押印するものとする。

（届出書等受付簿の作成等）

第10条 次に掲げる届出書等の提出があった場合は、届出書等受付簿（様式第10号）に必要事項を記載し、当該届出書等の副本に届出済印（様式第11号）を押印して交付するものとする。

- （1）容器規則第35条及び国際容器規則第26条の検査主任者届書
- （2）容器規則第39条及び国際容器規則第29条の容器検査所廃止届書
- （3）冷凍規則第4条第1項の高圧ガス製造届書並びに液化石油ガス規則第4条第1項及び一般高圧ガス規則第4条第1項の高圧ガス製造事業届書
- （4）冷凍規則第10条、液化石油ガス規則第10条及び一般高圧ガス規則第9条の第一種製造事業承継届書並びにコンビナート規則第12条の高圧ガス製造事業承継届書
- （5）冷凍規則第10条の2、液化石油ガス規則第10条の2及び一般高圧ガス規則第9条の2の第二種製造事業承継届書
- （6）冷凍規則第17条第2項、液化石油ガス規則第16条第2項、一般高圧ガス規則第15条第2項及びコンビナート規則第14条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書
- （7）冷凍規則第18条第1項、液化石油ガス規則第17条第1項及び一般高圧ガス規則第16条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書
- （8）冷凍規則第22条第3項、液化石油ガス規則第33条第2項、一般高圧ガス規則第32条第2項及びコンビナート規則第16条第2項の高圧ガス保安協会完成検査受検届書
- （9）冷凍規則第22条第3項、液化石油ガス規則第33条第4項、一般高圧ガス規則第32条第4項及びコンビナート規則第16条第4項の指定完成検査機関完成検査受検届書
- （10）冷凍規則第24条第1項及び第2項、液化石油ガス規則第35条第1項及び第2項、一般高圧ガス規則第34条第1項及び第2項並びにコンビナート規則第18条第1項及び第2項の完成検査結果報告書
- （11）冷凍規則第26条第1項、液化石油ガス規則第38条第1項及び一般高圧ガス規則第37条第1項の高圧ガス販売事業届書
- （12）冷凍規則第26条の2、液化石油ガス規則第38条の2及び一般高圧ガス規則第37条の2の高圧ガス販売事業承継届書
- （13）冷凍規則第28条及び一般高圧ガス規則第41条の販売に係る高圧ガスの種類変更届書

- (14) 冷凍規則第29条第1項、液化石油ガス規則第42条第1項、一般高圧ガス規則第42条第1項及びコンビナート規則第21条第1項の高圧ガス製造開始届書
- (15) 冷凍規則第29条第2項、液化石油ガス規則第42条第2項、一般高圧ガス規則第42条第2項及びコンビナート規則第21条第2項の高圧ガス製造廃止届書
- (16) 冷凍規則第30条、液化石油ガス規則第44条及び一般高圧ガス規則第44条の高圧ガス販売事業廃止届書
- (17) 冷凍規則第31条の2第2項、液化石油ガス規則第45条の2第2項及び一般高圧ガス規則第45条の2第2項の高圧ガス保安協会輸入検査受検届書
- (18) 冷凍規則第31条の2第4項、液化石油ガス規則第45条の2第4項及び一般高圧ガス規則第45条の2第4項の指定輸入検査機関輸入検査受検届書
- (19) 冷凍規則第31条の4第1項及び第2項、液化石油ガス規則第45条の5第1項及び第2項並びに一般高圧ガス規則第46条の2第1項及び第2項の輸入検査結果報告書
- (20) 冷凍規則第35条第1項、液化石油ガス規則第61条第1項、一般高圧ガス規則第63条第1項及びコンビナート規則第22条第1項の危害予防規程届書
- (21) 冷凍規則第37条の冷凍保安責任者届書
- (22) 冷凍規則第39条第2項の冷凍保安責任者代理者届書並びに液化石油ガス規則第76条第3項、一般高圧ガス規則第78条第2項及びコンビナート規則第33条第3項の高圧ガス保安統括者代理者届書
- (23) 冷凍規則第41条第3項、液化石油ガス規則第78条第3項、一般高圧ガス規則第80条第3項及びコンビナート規則第35条第3項の高圧ガス保安協会保安検査受検届書
- (24) 冷凍規則第41条第5項、液化石油ガス規則第78条第5項、一般高圧ガス規則第80条第5項及びコンビナート規則第35条第5項の指定保安検査機関保安検査受検届書
- (25) 冷凍規則第42条第1項及び第2項、液化石油ガス規則第79条第1項及び第2項、一般高圧ガス規則第81条第1項及び第2項並びにコンビナート規則第36条第1項及び第2項の保安検査結果報告書
- (26) 冷凍規則第55条第1項、液化石油ガス規則第92条第1項、一般高圧ガス規則第94条第1項及びコンビナート規則第49条第1項の完成検査記録届書
- (27) 冷凍規則第55条第2項、液化石油ガス規則第92条第3項、一般高圧ガス規則第94条第2項及びコンビナート規則第49条第2項の保安検査記録届書
- (28) 冷凍規則第68条、液化石油ガス規則第96条、一般高圧ガス規則第98条及びコンビナート規則第53条の事故届書

- (29) 液化石油ガス規則第25条及び一般高圧ガス規則第24条の第一種貯蔵所承継届書
- (30) 液化石油ガス規則第26条及び一般高圧ガス規則第25条の第二種貯蔵所設置届書
- (31) 液化石油ガス規則第29条第2項及び一般高圧ガス規則第28条第2項の第一種貯蔵所軽微変更届書
- (32) 液化石油ガス規則第30条第1項及び一般高圧ガス規則第29条第1項の第二種貯蔵所位置等変更届書
- (33) 液化石油ガス規則第43条及び一般高圧ガス規則第43条の貯蔵所廃止届書
- (34) 液化石油ガス規則第51条第1項及び一般高圧ガス規則第53条第1項の特定高圧ガス消費届書
- (35) 液化石油ガス規則第51条の2及び一般高圧ガス規則第54条の2の特定高圧ガス消費者承継届書
- (36) 液化石油ガス規則第54条第1項及び一般高圧ガス規則第56条第1項の特定高圧ガス消費施設等変更届書
- (37) 液化石油ガス規則第56条又は一般高圧ガス規則第58条の特定高圧ガス消費廃止届書
- (38) 液化石油ガス規則第65条第1項、一般高圧ガス規則第67条第1項及びコンビナート規則第26条第1項の高圧ガス保安統括者届書
- (39) 液化石油ガス規則第65条第2項、一般高圧ガス規則第67条第2項及びコンビナート規則第26条第2項の高圧ガス保安技術管理者等届書
- (40) 液化石油ガス規則第69条、一般高圧ガス規則第71条及びコンビナート規則第30条の高圧ガス保安主任者等届書
- (41) 液化石油ガス規則第72条及び一般高圧ガス規則第74条の高圧ガス販売主任者届書
- (42) 液化石油ガス規則第73条及び一般高圧ガス規則第75条の特定高圧ガス取扱主任者届書
- (43) 液化石油ガス規則第77条第2項ただし書、一般高圧ガス規則第79条第2項ただし書及びコンビナート規則第34条第2項ただし書の高圧ガス製造施設休止届書
- (44) 細則第14条の許可等申請取下申出書
(審査表等の作成等)

第11条 第2条から第5条まで、第6条各号、第7条及び第8条の申請書による申請の審査又は調査を行った場合は、消防長が別に定める方法により審査表等を作成し、当該申請書の正本に添付して保管するものとする。この場合において、第6条第4号及び第7号に規定する完成検査申請書による申請に係る申請書の正本及び審査表は、当該製造等の許可の申請書の正本及び審査表と併せて保管するものとする。

(容器の刻印等)

第12条 法第45条第1項及び法第49条の3第1項の刻印、法第45条第2項の掲示並びに法第54条第2項の刻印等は、容器検査申請処理簿、容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力変更申請処理簿及び附属品検査申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を交付して行うものとする。

(容器検査所登録票の交付)

第13条 容器規則第32条第1項及び国際容器規則第23条の容器検査所登録票の交付は、容器検査所登録(更新)申請処理簿に必要事項を記載し、当該容器検査所登録票に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(許可証及び完成検査証の交付)

第14条 次に掲げる書類の交付は、申請受付・許可等指令簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

- (1) 冷凍規則第21条第2項、液化石油ガス規則第32条第2項、一般高圧ガス規則第31条第2項及びコンビナート規則第15条第2項の製造施設完成検査証
- (2) 液化石油ガス規則第32条第2項及び一般高圧ガス規則第31条第2項の第一種貯蔵所完成検査証
- (3) 細則第3条の高圧ガス製造許可証
- (4) 細則第4条の高圧ガス製造施設等変更許可証
- (5) 細則第5条の第一種貯蔵所設置許可証
- (6) 細則第6条の第一種貯蔵所位置等変更許可証
- (7) 細則第10条の特別充填許可証

(輸入検査合格証の交付)

第15条 冷凍規則第31条第3項、液化石油ガス規則第45条第3項及び一般高圧ガス規則第45条第3項の輸入検査証の交付は、輸入検査申請処理簿に必要事項を記載し、当該輸入検査証に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(保安検査証の交付)

第16条 冷凍規則第40条第4項、液化石油ガス規則第77条第6項、一般高圧ガス規則第79条第6項及びコンビナート規則第34条第6項の保安検査証の交付は、保安検査申請処理簿に必要事項を記載し、当該保安検査証に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(不許可通知書等の交付)

第17条 次に掲げる書類の交付は、申請受付・許可等指令簿に不許可の旨及び不許可年月日を、

並びに不許可通知書等交付簿（様式第12号）に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

- (1) 細則第7条の完成検査不適合通知書
- (2) 細則第8条の輸入検査不合格通知書
- (3) 細則第9条の保安検査不適合通知書
- (4) 細則第11条の容器検査所（更新）不登録通知書
 - 高圧ガス製造
 - 高圧ガス製造施設等変更
- (5) 細則第12条の第一種貯蔵所設置 不許可通知書
 - 第一種貯蔵所位置等変更
 - 特別充填

（雑則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、高圧ガス取締事務の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市消防本部訓令第11号

消防局
各消防署

静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務処理規程を次のように定める。

平成30年12月3日

静岡市消防長 村田 吉伸

静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務処理規程
(趣旨)

第1条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)の施行に関する事務処理については、法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号。以下「政令」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。)、静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号。以下「手数料条例」という。)及び静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則(平成30年静岡市規則第60号。以下「細則」という。)に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(液化石油ガス販売事業登録申請処理簿の作成)

第2条 省令第4条第1項の規定による液化石油ガス販売事業登録申請書の提出があった場合は、液化石油ガス販売事業登録申請処理簿(様式第1号)に必要事項を記載するものとする。

(保安機関認定(更新)申請処理簿の作成)

第3条 省令第30条第1項の規定による保安機関認定申請書及び省令第34条の規定による保安機関認定更新申請書の提出があった場合は、保安機関認定(更新)申請処理簿(様式第2号)に必要事項を記載するものとする。

(一般消費者等の数の増加認可申請処理簿の作成)

第4条 省令第35条第1項の規定による一般消費者等の数の増加認可申請書の提出があった場合は、一般消費者等の数の増加認可申請処理簿(様式第3号)に必要事項を記載するものとする。

(保安業務規程(変更)認可申請処理簿の作成)

第5条 省令第39条第1項の規定による保安業務規程認可申請書及び同条第3項の規定による保安業務規程変更認可申請書の提出があった場合は、保安業務規程（変更）認可申請処理簿（様式第4号）に必要事項を記載するものとする。

（液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿の作成）

第6条 省令第47条の規定による液化石油ガス販売事業者認定申請書の提出があった場合は、液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿（様式第5号）に必要事項を記載するものとする。

（貯蔵施設等（充填設備）設置許可等指令簿の作成）

第7条 次に掲げる申請書の提出があった場合は、貯蔵施設等（充填設備）設置許可等指令簿（様式第6号）に必要事項を記載するものとする。

- （1）省令第51条第1項の規定による貯蔵施設等設置許可申請書
- （2）省令第56条第1項の規定による貯蔵施設等変更許可申請書
- （3）省令第59条第1項の規定による貯蔵施設等完成検査申請書
- （4）省令第63条第2項の規定による充てん設備許可申請書
- （5）省令第65条の規定による充てん設備変更許可申請書
- （6）省令第68条第1項の規定による充てん設備完成検査申請書

（充填設備保安検査申請処理簿の作成）

第8条 省令第81条第2項の規定による充てん設備保安検査申請書の提出があった場合は、充填設備保安検査申請処理簿（様式第7号）に必要事項を記載するものとする。

（液化石油ガス申請手数料受付簿の作成等）

第9条 法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧の請求並びに第2条から第4条まで、第6条、第7条各号及び前条に規定する申請書の提出があった場合は、液化石油ガス申請手数料受付簿（様式第8号）に必要事項を記載するものとする。

- 2 前項の規定による請求及び申請に関し手数料条例に基づく手数料の納入があった場合は、当該申請書の正本及び副本に手数料納入済印（様式第9号）を押印するものとする。

（届出書等受付簿の作成）

第10条 次の各号に掲げる届書等の提出があった場合は、届書等受付簿（様式第10号）に必要事項を記載し、当該届書等の副本に届出済印（様式第11号）を押印して交付するものとする。

- （1）省令第7条の規定による登録行政庁変更届書
- （2）省令第9条第1項の規定による液化石油ガス販売所等変更届書
- （3）省令第10条第1項の規定による液化石油ガス販売事業承継届書

- (4) 省令第22条第5項の規定による業務主任者等選任（解任）届書
- (5) 省令第26条の規定による液化石油ガス販売事業廃止届書
- (6) 省令第35条第2項の規定による一般消費者等の数の減少届書
- (7) 省令第40条の規定による認定行政庁変更届書
- (8) 省令第41条第1項の規定による保安機関変更届書
- (9) 省令第42条第1項の規定による保安機関承継届書
- (10) 省令第43条の規定による保安業務廃止届書
- (11) 省令第48条第1項の規定による認定液化石油ガス販売事業者状況報告書
- (12) 省令第48条第2項の規定による認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書
- (13) 省令第58条の規定による貯蔵施設等変更届書
- (14) 省令第60条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査受検届書
- (15) 省令第61条の規定による貯蔵施設等完成検査結果報告書
- (16) 省令第67条の規定による充てん設備変更届書
- (17) 省令第69条第2項の規定による充てん設備完成検査受検届書
- (18) 省令第70条の規定による充てん設備完成検査結果報告書
- (19) 省令第82条第2項の規定による充てん設備保安検査受検届書
- (20) 省令第83条の規定による充てん設備保安検査結果報告書
- (21) 省令第88条の規定による液化石油ガス設備工事届書
- (22) 省令第112条の規定による特定液化石油ガス設備工事事業開始届書
- (23) 省令第114条の規定による特定液化石油ガス設備工事事業変更届書及び特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書
- (24) 細則第13条第1項の充填設備使用休止届
- (25) 細則第13条第2項の充填設備使用再開届
- (26) 細則第20条の許可等申請取下届
(審査表等の作成等)

第11条 第2条から第6条まで、第7条各号及び第8条に規定する申請書による申請の審査又は調査を行ったときは、消防長が別に定める方法により審査表等を作成し、当該申請書の正本に添付して保管するものとする。

(完成検査証及び許可証の交付)

第12条 次に掲げる書類の交付は、貯蔵施設等（充填設備）設置許可等指令簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

- (1) 省令第59条第2項の貯蔵施設等完成検査証
- (2) 省令第68条第2項の充てん設備完成検査証
- (3) 細則第9条の貯蔵施設等設置許可証
- (4) 細則第10条の貯蔵施設等変更許可証
- (5) 細則第11条の充填設備許可証
- (6) 細則第12条の充填設備変更許可証

(充てん設備保安検査証の交付等)

第13条 省令第81条第3項の充てん設備保安検査証の交付は、充填設備保安検査申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(液化石油ガス販売事業登録通知書の交付)

第14条 細則第3条第1項の液化石油ガス販売事業登録通知書の交付は、液化石油ガス販売事業登録申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(登録拒否通知書等の交付)

第15条 次に掲げる書類の交付は、液化石油ガス販売事業登録申請処理簿、保安機関認定（更新）申請処理簿、一般消費者等の数の増加認可申請処理簿、保安業務規程（変更）認可申請処理簿、液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿、貯蔵施設等（充填設備）設置許可等指令簿又は充填設備保安検査申請処理簿に登録拒否等の旨及び登録拒否等の年月日並びに登録拒否等通知書交付簿（様式第12号）に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

- (1) 細則第3条第2項の液化石油ガス販売事業登録拒否通知書

保安機関

- (2) 細則第15条の保安機関更新 不認定通知書

液化石油ガス販売事業者

一般消費者等の数の増加

- (3) 細則第16条の保安業務規程 不認可通知書

保安業務規程変更

貯蔵施設等設置

貯蔵施設等変更

- (4) 細則第17条の 不許可通知書

充填設備

充填設備変更

(5) 細則第18条の貯蔵施設等
充填設備 完成検査不適合通知書

(6) 細則第19条の充填設備保安検査不適合通知書
(保安機関認定証等の交付)

第16条 細則第4条の保安機関認定証及び細則第5条の保安機関更新認定証の交付は、保安機関認定（更新）申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(一般消費者等の数の増加認可証の交付)

第17条 細則第6条の一般消費者等の数の増加認可証の交付は、一般消費者等の数の増加認可申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(保安業務規程（変更）認可証の交付)

第18条 細則第7条の保安業務規程（変更）認可証の交付は、保安業務規程（変更）認可申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(液化石油ガス販売事業者認定証の交付)

第19条 細則第8条の液化石油ガス販売事業者認定証の交付は、液化石油ガス販売事業者認定申請処理簿に必要事項を記載し、当該申請に係る申請書の副本を添付して行うものとする。

(雑則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

告 示

静岡市告示第773号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月4日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

富士信用金庫 蒲原支店	静岡市清水区蒲原三丁目5番17号	本店及び支店
-------------	------------------	--------

を

」

「

富士信用金庫 蒲原支店	静岡市清水区蒲原新田一丁目18番19号	本店及び支店
-------------	---------------------	--------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。